

見舞金給付会の『手引』は、手元にありますか？

3月末に貴所属郡市PTA連合会宛に、令和2年度版の「見舞金給付会の手引」をお届けしました。新年度の初めに配布していただけますので、ご活用ください。

PTA(主催・共催)活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生した場合に「医療見舞金」や「修繕費」等が給付されます。給付対象となる事例や給付の手続きなどが「手引」に記載されています。

もし事故が発生したときには、「手引き」裏表紙の「給付までの流れ」をご覧ください。手続きをお願いします。また、「どんなときに」活用できるのかは、「手引」の表紙裏や「利用に当たって」をご覧ください。

今年度のPTA活動計画書もできあがっている頃かと思いますが、各活動において事故がないように注意いただくとともに、各活動後には「必ず事故の有無を確認」するようにお願いします。

≪「手引」今年度の主な改正点≫

給付規程細則の一部改正をしました。

「給付申請書」提出時に領収書コピーを添えてください。通院(入院を含む)が10日以上の場合には「治療回数証明書」だけでなく、領収書コピーも添付してください。

また、「通院」に関しての規定を追加しましたので、詳細については「手引」をご覧ください。

(昨年度の災害事例から)

◆医療見舞金給付事例(1)

PTA委員会総会の会場準備のとき、段差で足を踏み外した。腫れ痛みがひどく受診をしたところ、捻挫と診断される。

⇒通院見舞金を支払う。

◆医療見舞金給付事例(2)

運動会種目のリレーに参加し、横転して右肩を地面に打ち付ける。痛みがひどく病院へ行き、右肩脱臼と診断される。

⇒通院見舞金を支払う。



◆医療見舞金給付事例(3)

親子ふれあい行事で、8の字とびの練習時に、右足アキレス腱を断裂し歩けなくなった。病院に行き診察を受け、入院手術をする。その後、通院治療とリハビリが続く。

⇒入院・手術・通院見舞金を支払う。

◆損害賠償保険金支払事例

PTAの環境整備作業で、校舎付近の花壇の草を草刈り機で刈っていたところ、小石をはねて駐車中の第三者の車窓ガラスを破損した。

⇒保険会社よりガラス修理代が支払われる。(免責千円は単位PTA支払い)

自動車の使用についてご注意ください。

PTA活動に使用する自動車が起こした対人・対物事故による損害賠償責任、運転手や同乗者のケガに対する損害賠償責任、使用する自動車の破損等への損害賠償責任は給付の対象外です。



お知らせ・お願い

◆見舞金給付制度の周知

年度初めのPTA本部役員会等において、見舞金給付会の制度について、是非、話題にしてください。その際、お届けした「会員配布用 PTA見舞金給付会について」をご活用ください。

◆ 右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



◆ 県PTAのHPから今まで発行された「給付会便り」を見ることができます。しかし、当時は賠償責任保険が適用できたものが、現在は対応できないなど、判断基準が変化しているものもあります。ご注意ください。

『PTA24保険』への加入を！

「子どもによる自転車の交通事故」が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。

充実した補償の『PTA 24 保険』への加入を是非ご検討ください。(詳細については、取扱代理店(株)ワイズ ☎058-248-0033 へお問い合わせください。)